

★ News 地方自治体への寄附金 = 『ふるさと納税』について

政府が平成 26 年 6 月閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について(骨太の方針)」で、'元気な地方を作るための取組の推進'として「ふるさと納税」の一層の拡充をすすめるとしたこともあり、「ふるさと納税」が注目を集めています。

「納税」という名称から制度が正しく理解されづらい「ふるさと納税」ですが、平成 20 年 4 月公布された「改正地方税法」により導入された、個人住民税の寄附金税制です。

■ 「ふるさと納税」制度

- 都道府県・市区町村に対して寄附をすると、寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度。
- 寄附金控除を受けるためには、寄附をした翌年に所得税の確定申告を行う必要がある。

「ふるさと納税」の仕組み

- ↓
- ・ 寄附先 A 市へ寄附
- ・ 寄附先 A 市からの「受領書」を添付して、自分の住所地 B 市の管轄税務署に確定申告
↓【寄附をした年の所得税から寄附金控除】
- ↓
- ・ 税務署から、住所地 B 市役所へ確定申告書送付
↓【寄附をした翌年度の個人住民税から寄附金控除】

寄附の申込方法は、自治体に問合わせる。

- 寄附先の都道府県・市区町村は、自分の故郷や支援したい自治体など任意

※ 「ふるさと納税」をめぐって…

- ・ 「東日本大震災」では、義援金として多額の寄附が「ふるさと納税」制度を利用して行われた。
- ・ 寄附者が行政サービスを受ける居住地での税負担(受益者負担の原則)の問題が指摘されている。
- ・ 「ふるさと納税」のお礼に地元特産品や観光サービスなど、地域振興のため活発な寄附獲得活動があり、総務省は、お礼の原資も税金であるとして全自治体に「良識ある対応」を指示。

★ News 法務局…休眠会社等を整理 → みなし解散へ

法務省は、平成 26 年度に、休眠会社・休眠一般法人の整理作業を実施し、11 月 17 日時点で該当する会社等に、法務大臣による公告及び登記所からの通知を行うと公表しました。

【休眠会社・休眠一般法人】

- ① 最後の登記から 12 年を経過している株式会社(特例有限会社を含まない)
- ② 最後の登記から 5 年を経過している一般社団法人・一般財団法人

通知から 2 ヶ月以内に「事業を廃止していない」旨の届出、または「役員変更等の登記」申請をしない限り、解散したとみなされ、職権で解散登記されることになります。

なお、みなし解散登記後 3 年以内に限り、会社・法人の継続は可能です。(継続登記が必要)



残暑お見舞い申し上げます

8 月 13 日(水)は、夏季休業させて頂きます。
田中会計事務所

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9
田中会計事務所 税理士 田中育雄
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>